

2026年版これで合格宅建士基本テキスト下 誤植訂正

訂正前 P.111	訂正後 P.111
<p>③信託の受益権売買における説明の省略</p> <p>信託の受益権の売買において、金融商品取引法に基づく目論見書を交付し、説明すべき事項のすべてが当該目論見書に記載されているときには、重要事項説明書の説明(宅地建物取引士による説明)を省略することができます。</p> <p>ただし、重要事項説明書の交付自体は省略することができません。</p>	<p>③目論見書による特例</p> <p>宅建業者が、自らを委託者とする宅地または建物に係る信託の受益権の売主となる場合において、金融商品取引法に基づく目論見書を相手方に交付し、宅建業法 35 条 3 項により説明すべき事項のすべてが当該目論見書に記載されているときは、重要事項説明書の交付および宅地建物取引士による説明を省略することができます。</p> <p>これは、目論見書に重要事項説明と同程度の情報が記載されているためです。</p>

訂正してお詫び申し上げます。

2026年5月
KEN ビジネススクール